(2)　管理規約
イ　管理規約が作成されていない場合
ロ　必要に応じた管理規約の改正が行われていない場合
(3)　管理組合の経理
管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていないなど、適正な管理が行われていない場合
(4)　長期修繕計画の作成及び見直し等
イ　長期修繕計画が作成されていない場合
ロ　必要に応じた長期修繕計画の見直しが行われていない場合
ハ　適時適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない場合
(5)　マンションの修繕の実施
長期修繕計画に基づく適切な修繕が行われていない場合
2　法第五条の二第二項の規定による勧告を行う場合の判断の基準の目安は、次の場合とする。
(1)　前項(1)から(4)までの場合
(2)　マンションの修繕の実施
長期修繕計画に基づき、適切な修繕が行われておらず、老朽化したマンションをそのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められる場合
3　都道府県等又は都道府県知事等は、個別の事案に応じて、前二項の場合以外の場合であっても、マンションの管理の適正化を図るために必要があると認めるときは、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言等を行うことができる。

別紙二　法第五条の十五第一項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準

法第五条の十五第一項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準は、次のとおりとする。

1　管理組合の運営
管理組合の運営の状況が次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1)　管理者等が管理規約に基づき選任されていること。
(2)　監事が管理規約に基づき選任されていること。
(3)　管理者等及び監事が選任された日から法第五条の十五第一項の認定の申請の日（第四項において「申請日」という。）までの期間が、それぞれ管理規約で定める任期を超えていないこと。
(4)　集会が年一回以上開催されていること。
(5)　管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、区分所有者名簿及び居住者名簿を作成し、及び保管し、並びに年一回以上の更新を行っていること。

1　管理組合の運営
(1)　管理組合の運営を円滑に行うための管理者等が定められていない場合
(2)　集会が年に一回以上開催されていない場合
2　管理規約
管理規約が作成されておらず、また、必要に応じた改正が行われていない場合
3　管理組合の経理
管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていないなど、適正な管理が行われていない場合
4　長期修繕計画の作成及び見直し等
長期修繕計画が作成されておらず、また、必要に応じた見直しが行われていない場合や、適時適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない場合
5　マンションの修繕の実施
(助言・指導)　長期修繕計画に基づく適切な修繕が行われていない場合
(勧告)　長期修繕計画に基づき、適切な修繕が行われておらず、老朽化したマンションをそのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められる場合

別紙二　法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準

法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1　管理組合の運営
(1)　管理者等が定められていること
(2)　監事が選任されていること
(3)　集会が年一回以上開催されていること
2　管理規約
(1)　管理規約が作成されていること
(2)　マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
(3)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること
3　管理組合の経理
(1)　管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
(2)　修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと